

### 1. 対象となる事故

被保険者が日本国内でライディングスポーツカップ及びRSMに登録されているレース イベントへの参戦中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害(日射・熱射病及び 細菌性・ウイルス性食中毒を含む)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償し ます。

#### 傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、 入院、手術、通院を補償します。熱中症及び細菌性・ウイルス性食 中毒も対象となります。

#### 2. 保険責任期間(補償期間)

平成25年4月1日午前0時より 平成26年3月31日午後12時まで

(注) 加入申し込みが4月1日以後の場合、補償は加入手続日の翌日午前0時より有効となります。しかし、保険終期は平成26年3月31日午後12時までです。中途加入をする場合でも、年間掛金を適用します。 加入申し込みからメンバーズカード発行までは1週間前後時間がかかります。余裕を持った申請を行なってください。

### 3. 料金

加入区分	保険料 合計	傷害保険金額			
		死亡補償	後遺障害 (最高限度額)	入院(1日)	通院(1日)
高校生以上	3150円	2000万円	3000万円	4000円	1500円
子ども (中学生以下)	2100円	2000万円	3000万円	4000円	1500円

- (注1) 入院・通院について治療日数1日目から補償されます。(注2) 入・通院ともに医療費の実費ではなく、1日当たりの定額保険金が支払われます。
- (注3) 賠償責任保険は自動車(2輪含む)などの所有、使用または管理に起因する賠償責任は補償の対象となりません。 (注4) 突然死葬祭保険では、団体活動中とその往復中での突然死に対し、葬祭費用が支払われます。支払限度額は180万円です。

# 凵. 保険金を支払えない主な場合

- (1) 次のような事由により生じた傷害
- ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転
- ③被保険者の脳疾患、疾病 (心臓疾患を含む。)、心神喪失
- ④被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置(保険金の支払対象となる傷害を治療する場合を除く)
- ⑤地震、噴火、津波、戦争その他の変乱※、放射能汚染など ※テロ行為によるケガは対象となります。

- (2) むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの
- (3) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。
- ○急性心不全、脳内出血などの突然死(共済見舞金の対象となります。)
- ○野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板へルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害
- ○成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症など)など
- (4) 日本国外での事故及び保険期間外に発生した事故

## 5. 事故に遭ったら(保険金請求の流れ)

転倒などでケガをした場合、速やかに以下の手順で保険金を請求してください。

- ①レース主催者へ事故の報告を行なってください。事故の日時、場所、事故の詳細な状況、ケガの部位、ケガの種類(例:骨折、脱臼、捻挫、打撲、裂傷、熱中症)、医療機関名をすべて説明してください。
- ②レース主催者から2輪モータースポーツ育成協会(RSM事務局)へ報告が行なわれると、その後、ケガをした申請者に保険金の請求に必要な書類一式が、スポーツ安全協会より直接送付されます。その保険金請求書にある『団体代表者証明印』と『加入内容』の欄は、RSM事務局で記入しますので、それらを除いた箇所を記入後は、保険金請求に必要なすべての書類および診断書または領収証などを、スポーツ安全協会から送られる送付用封筒に入れ、それごと別の封筒に入れて、RSM事務局まで送ってください。
  - ※保険金請求額が10万円以下で、手術保険金の請求がない場合は、保険金請求書の 治療状況欄に記入することで、医師の診断書に代えることができます。※医療機関 の領収証が必要になることがあります。保険金請求を行なうまで保管してください。

[ライディングスポーツメンバーズに関する問い合わせ]

2輪モータースポーツ育成協会(事務局)

Tel.03-5395-6148

[スポーツ安全保険に関する問い合わせ]

(財)スポーツ安全協会

Tel.03-5510-0022

http://www.sportsanzen.org